

久友会 役員会 議事録

日 時:

2025年 5月 31日(土)15:00 ~ 16:30

場 所:

整体と暮らしのギャラリーnara(高野副会長宅)2階

出席者:

杉本会長兼第3班班長、高野副会長、鳥羽総務部長、和田会計部長兼第1班班長、三井会計監事、石井第2班班長、小畠第4班班長;(役員総数11名のうち7名)

議決・討議内容

【議案1】決算報告および監査報告

令和6年度の決算報告が承認されました。

【議案2】今年度行事および予算案について

地域活動協議会関連の行事等について紹介があり、これらは連合町会分担金、参加者からの参加費、大阪市の補助金、共同募金からの補助金などで運営されていることもあります、積極的な参加が期待される。

広小路公園愛護会の活動は例年通り行われる。

なにピクは新規居住者の関心を引くために継続して行われる

【議案3】総会

万博が終わった11月ごろに食事会を行う。

低額の個人負担と会費からの出費を併用する。広く家族で参加していただけるようにする。

候補として、最近竣工したホテル(Patine大阪やDouble Tree by Hilton 大阪)の利用を検討している。ただし、費用が高額になる可能性があるため、調査が必要。

【議案4】規約改訂

現状に即した内容へと改訂を行う。

第10条 会費 第1項		
会費は月額500円とする。但しその徴収は年1回を原則とする。	⇒	会費は月額500円を1口とする。但しその徴収は年1回を原則とする。
第10条 会費 第4項		
日赤募金等一般寄付金は会費より支出する。	⇒	<u>次の費用は会費から出費する</u> • <u>連合町会からの分担金および賦課金(日赤・共同募金・地域活動への協力金がこの中に含まれる)</u> • <u>中央区盆踊り協賛金</u>
第10条 会費 第5項		
会員及び同居親族の不幸のある時は、本会より権1対もしくはそれに準ずるものを持って慶弔の意を表する。	⇒	会員及び同居親族の不幸のある時は、 <u>親族等から依頼により</u> 本会より権1対もしくはそれに準ずるものを持って <u>弔意</u> を表する。
第11条 総会		
本会は、会員の親睦をはかるため年1回の総会を開催する。	⇒	本会は、会員の親睦をはかるため年1回の総会を開催する。 <u>総会における議決は出席者の議決権の個数によるとする。</u> <u>議決権の個数は会費の口数とする。</u>
第12条 附則		
追記		4)本規約は令和7年5月31日に改訂され同日より適用する。

【議案5】その他

玉造稻荷夏祭りの寄進について

寄進について、以下の意見が出された。

- 班長の労力を低減するために、寄進も会費と一緒に集めてはどうか。
- 玉造稻荷神社は宗教法人であり、その活動は町会とは切り離すべきだという意見があつた。町会のリソース（班長の労力）を使うのは好ましくない。神社として、PayPayなどでの寄進取り組みもされているので、そちらに注力されればよい。
- 昨年より、町会費は夏祭りの寄進に充当されていない。過去には充当していた時期と、そうでなかつた時期があった。多少は充当してもよいのではないかとの意見と充当すべきでないとの意見があつた。
- 他町会では町会費に寄進費用が含まれているケースもあるとのこと。

これらの意見を踏まえ、今年は寄進と会費を合算して集めることになった。そのため、会費を集める時期が早まります。

その他の意見やコメント

- 本町会は南大江小学校の校区に属しているが、玉造稻荷神社の地域に位置している。本町会は南大江小学校の校区に属しているが、その大半は生玉神社の地域に含まれるため、本町会の子どもたちは、どちらの神社に行っても馴染みにくく、居心地の悪さを感じことがある。
- マンションにお住まいの方には、町会費を支払うだけでなく、地域活動にも積極的に参加してほしい。現状では、参加を前提としない行事計画が立てられることがあり、それは望ましくないのではないか。

以上

2025年6月1日

久友会 会長 杉本

連絡先:070 4331 8074

ご不明点やご意見は会長までご連絡ください。

添付資料:

令和6年度 決算報告書

久友会規約(令和7年改定版)

久友会規約(令和7年改定版)

第1条 名 称

本会は、大阪市地域振興会組織要綱に基づいて、設立されている「内久宝寺町1丁目振興町会」を通称して「久友会」と称する。

第2条 事務所

この会の事務所は、会長宅に置くものとする。

第3条 目 的

本会は地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いある町づくりに務める。

第4条 組 織

本会は、中央区法円坂1丁目4番の6号から19号までと上町1丁目16・17・18・28番の区域に居住する者又は事務所、事業所等を有する者をもって組織する。

第5条 事 業

本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 市区行政の円滑化
- 2) 日本赤十字社の事業への協力。
- 3) 地域社会の福祉の増進、その向上発展を図る。

第6条 役 員

本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	1名
総務部長	1名	会計部長	1名
社会福祉部長	1名	環境衛生部長	1名
災害救援部長	1名	女性部長	1名
会計監査	1名	班 長	若干名

第7条 役員の職務

- 1) 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時は、その職務を代行することとする。
- 3) 会計部長は金銭出納・決算の実務を行い、預金通帳の代表者を務めることとする。
- 4) その他役員はその役務を責任をもってまつとうすることとする。

第8条 役員の選出

役員は、総会で会員の中から選出する。

第9条 役員の任期

役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

第10条 会 費

本会の運営は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

- 1) 会費は月額500円を1口とする。但しその徴収は年1回を原則とする。
- 2) 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3) 毎年決算会計報告を総会において行う。
- 4) 次の費用は会費から出費する
 - a) 連合町会からの分担金および賦課金(日赤・共同募金・地域活動への協力金がこの中に含まれる)
 - b) 中央区盆踊り協賛金
- 5) 会員及び同居親族の不幸のある時は、親族等から依頼により本会より棺1対もしくはそれに準ずるものを持って用意を表する。

第11条 総 会

本会は、会員の親睦をはかるため年1回の総会を開催する。総会における議決は出席者の議決権の個数によるとする。議決権の個数は会費の口数とする。

第12条 附 則

- 1) 本会は昭和27年5月1日に設立し、規約が制定された。
- 2) 本規約は平成16年5月1日から適用する。
- 3) 本規約は令和5年5月20日に改訂され同日より適用する。
- 4) 本規約は令和7年5月31日に改訂され同日より適用する。